

## 大阪府特別職報酬等審議会 答申等の概要 (案)

本審議会においては、報酬等の基本的性格、特別職としての職責、他団体との比較、府の財政状況、民間企業の状況及び社会経済情勢等を総合的に考慮の上、議論を行い、答申及び意見具申に至った。

## 第1 答申

## 1. 知事及び副知事の給料の額について

		答申	現行
知事	月額	1,500,000円※1 1,520,000円※2	1,310,000円
	(参考) 年額	25,262,400円※3	21,772,200円 〔退職手当任期1年分含む〕 24,916,200円
副知事	月額	1,050,000円	1,030,000円
	(参考) 年額	17,451,000円 〔退職手当任期1年分含む〕 19,971,000円	17,118,600円 〔退職手当任期1年分含む〕 19,590,600円

※1 次期知事の任期（平成27年11月27日からの任期をいう）から平成28年3月31日までの額

※2 平成28年4月1日からの額

※3 平成28年4月1日の給料の額を基に計算

(考え方)

- 平成23年4月1日から平成27年4月1日までの本庁部長級職員の給与改定率(+1.66%)を参考に改定。
- 知事は退職手当の廃止に伴い、現行の退職手当の一任期(4年)分の額を1ヵ月相当に割戻し、給料の額に復元。

## 第2 意見具申

## 1. 知事及び副知事の退職手当のあり方について

	意見具申	現行
知事	廃止	支給割合 20/100 (12,576,000円)
副知事	現行どおり (10,080,000円)	支給割合 20/100 (9,888,000円)

※ ( )内の金額は一任期(4年)満了時の額

(考え方)

<知事>

- 公選職であることから、在任中の勤務に対する報償としての退職手当を支給することは性質上なじみにくい面もあること、民間企業の役員退職慰労金が廃止傾向にあり、府民に対する透明性を高めるべきことも考慮の上、退職手当は廃止。
- 民間企業が役員退職慰労金を廃止後に役員報酬に振分けしていること等を考慮し、現行の退職手当の一任期(4年)分の額を1ヵ月相当に割戻し、給料の額に復元。

<副知事>

- 知事とは異なり、公選職ではない点等を考慮の上、退職手当は現行どおり存置。

## 2. 行政委員の報酬等の額について(常勤の委員に係る事項)

	意見具申(月額)	現行
常勤の代表 ・委員長	830,000円	820,000円
常勤の委員	680,000円	670,000円

(考え方)

- 他の特別職との均衡から、本庁部長級職員の給与改定率(+1.66%)を参考に改定。

### 3. 教育長の給料の額について

	意見具申（月額）	現行
教育長	880,000円	840,000円

（考え方）

- ・平成27年4月1日より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が施行され、改正前の教育委員長の職責が新たに加わったことを考慮の上、改正前の委員長と委員の日額報酬の差額に、平成24年度から平成26年度の委員長等の一人当たり月平均勤務日数である4日に乗じた額を加算。
- ・他の特別職との均衡から、本庁部長級職員の給与改定率（+1.66%）を参考に改定。

### 第3 引き続き審議する事項

#### 1. 行政委員の報酬等の額について（非常勤の委員に係る事項）

- ・委員の勤務状況等を勘案し、議論を行ってきたところであるが、更に議論を重ねたうえで意見具申すべきと考え、引き続き審議することとするものである。

#### 【委員名簿】

（五十音順）

氏名	現職	備考
池田 辰夫	大阪大学大学院 高等司法研究科 教授	会長
尾池 良行	大阪府中小企業団体中央会 会長 (株式会社ナストコーポレーション 取締役会長)	
倉持 治夫	大阪商工会議所 副会頭 (大同生命保険株式会社 顧問)	会長代理
中村 文子	公認会計士	
藤本 加代子	関西経済同友会 幹事 (社会福祉法人隆生福祉会 理事長)	
本荘 達子	消費生活専門相談員	
山本 一志	日本労働組合総連合会 大阪府連合会 (全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 大阪地方協議会 議長)	

#### 【審議経過】

	開催日	主な審議内容
第一回	平成27年6月19日	・諮問 ・特別職の報酬等について審議
第二回	平成27年7月8日	・知事及び副知事の退職手当のあり方に係る審議 ・知事及び副知事の給料の額に係る審議
第三回	平成27年7月22日	・知事及び副知事の退職手当のあり方に係る審議 ・知事及び副知事の給料の額に係る審議 ・教育長の給料の額に係る審議
第四回	平成27年8月3日	・教育長の給料の額に係る審議 ・行政委員の報酬等の額に係る審議
第五回	平成27年8月31日	・答申（案）について審議